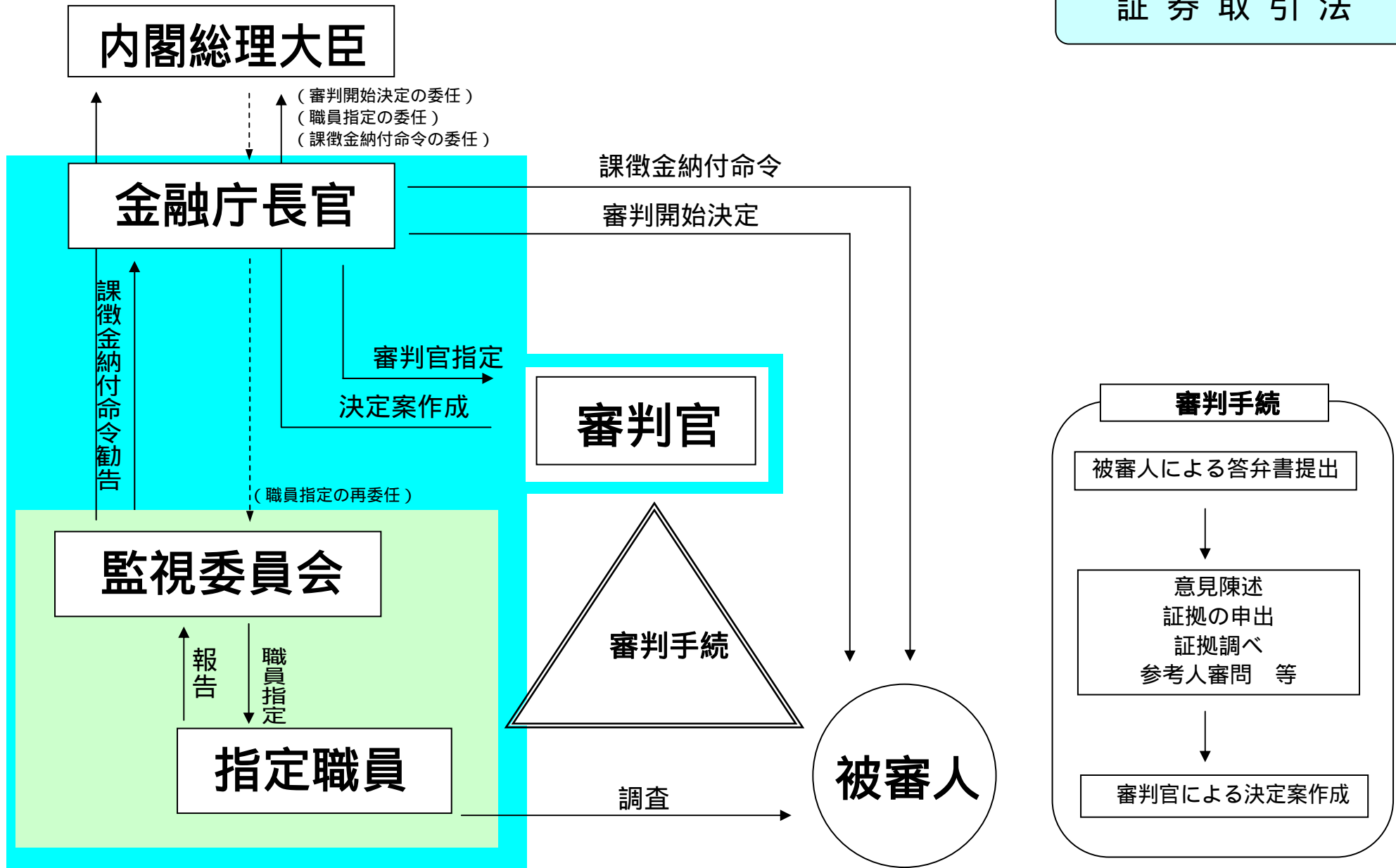


我が国における行政審判制度

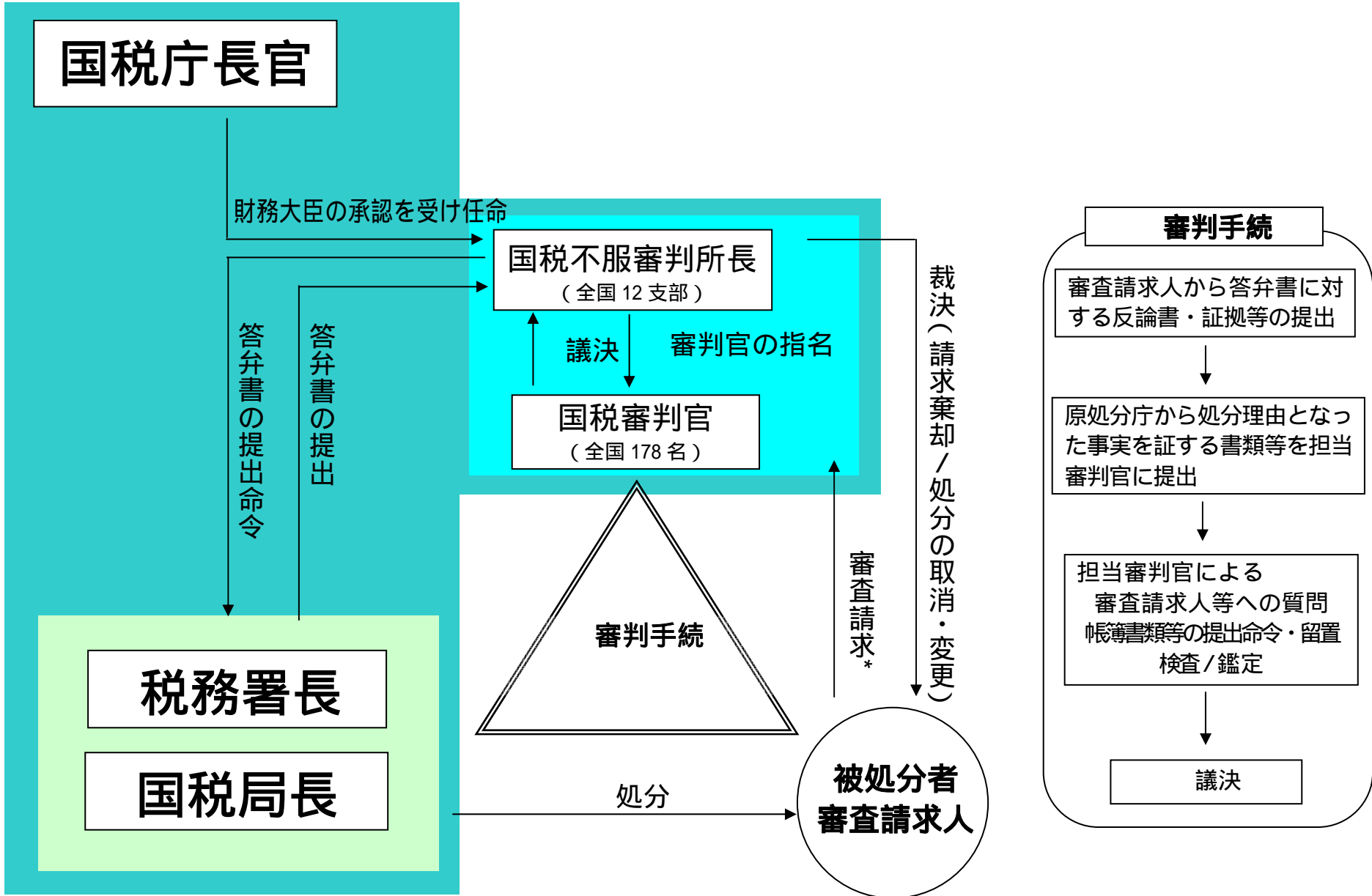
我が国における主な審判手続の概要

		不服審査型					事前審査型		
		公正取引委員会	電波監理審議会	公害等調整委員会	特許庁	高等海難審判庁	国税不服審判所	金融庁	地方海難審判庁
		排除措置命令、 課徴金納付命令 の不服申立て	免許の取消し等 の不服申立て	鉱物の採掘等に 関する許認可の 不服申立て	特許拒絶査 定の不服申 立て	地方海難審判 庁審判官の裁 決の不服申立 て	国税に関する法 律に基づく処分 に対する不服申 立て	課徴金納付命 令の事前審査	海技士等への懲 戒処分の事前審 査
根拠法		独占禁止法	電波法	土地利用調整手続法	特許法	海難審判法	国税通則法	証券取引法	海難審判法
原処分庁		公取委	総務大臣	経済産業局長/ 都道府県知事	審査官	地方海難審判 庁審判官	税務署長/ 国税局長		
行政審判	開始請求 の主体	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者/ 理事官	被処分者	内閣総理大臣	理事官
	審理担当官	公取委/審判官	審議会/審理官	裁定委員会	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
	裁決者	公取委	大臣	裁定委員会	審判官	審判官	国税不服審判所長	内閣総理大臣	審判官
取消訴訟	審級省略	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	(高等海難審判庁 への不服申立て)
	実質的証 拠法則	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	

証券取引法

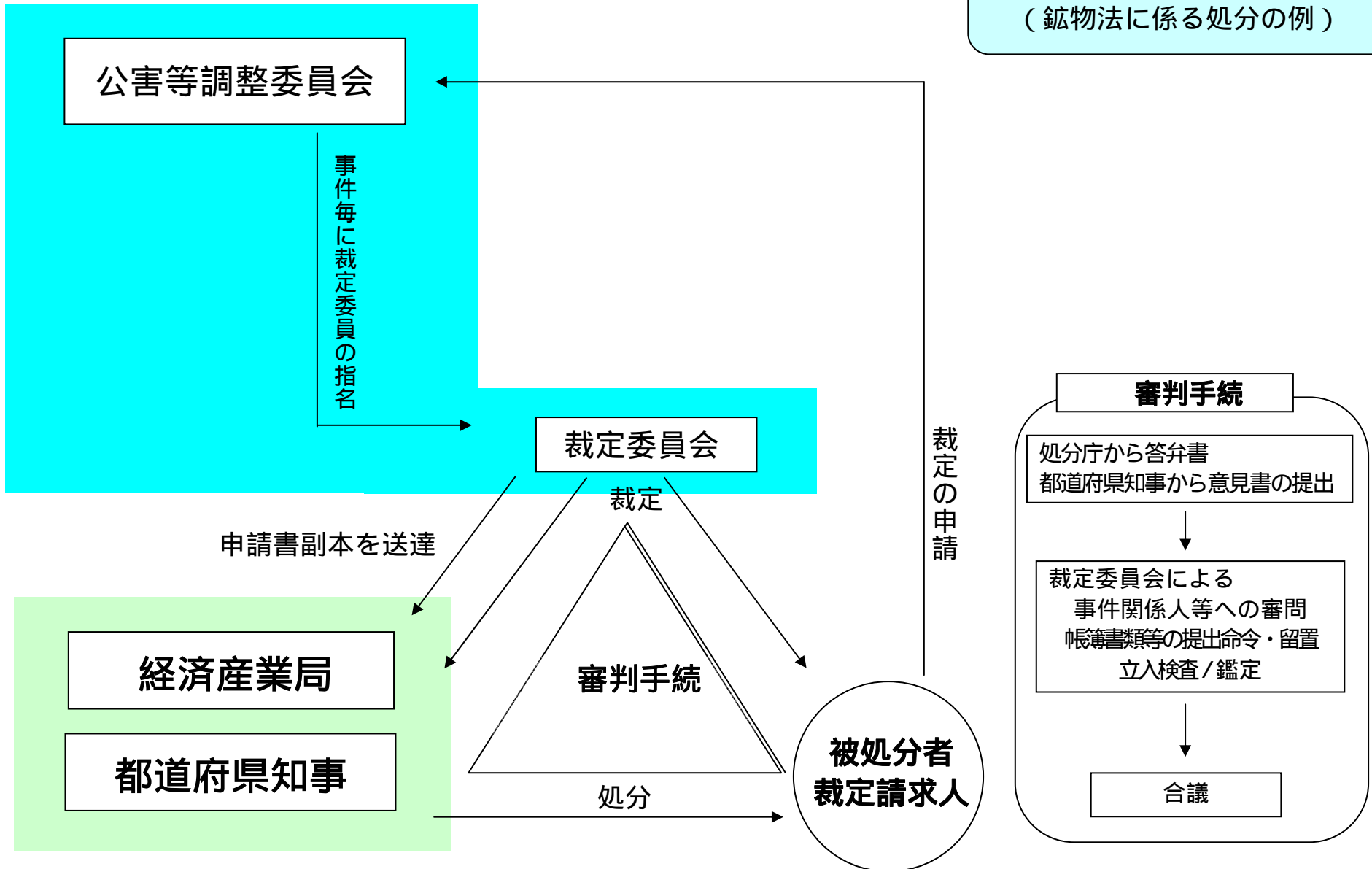


国税通則法



* 処分庁に対する異議申立てを経て行うことも可能

土地利用調整手続法
(鉱物法に係る処分の例)



電波法

